

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

報告事項件名	頁
(1) 「東京芸術センターホール施設の利用に関する契約書」及び「東京芸術センター建物賃貸借契約書」の更新に関する覚書案の合意について	2
(2) 事業承継促進支援助成金の実施（案）について（新規）	20
(3) 足立区起業家支援塾委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について	22
(4) 区内中小企業人材採用支援助成金の受付状況について	26
(5) 令和7年度中小企業人材育成・資格取得研修費補助金の補助内容（案）について	30
(6) 消費喚起策の進捗状況について	31
(7) 小規模事業者等経営改善補助金の申請状況について	42
(8) 足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金の実施について	45
(9) ベルモント市への学生使節団の派遣に係る日程及び学生の募集について	48
(10) 「第47回足立の花火」の開催について	50
(11) 令和7年度公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンターの事業計画及び収支予算について	別添
(12) 令和7年度公益社団法人足立区シルバー人材センターの事業計画及び収支予算について	別添
(13) 令和7年度一般財団法人足立区観光交流協会の事業計画及び収支予算について	別添

（産業経済部）

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	「東京芸術センターホール施設の利用に関する契約書」及び「東京芸術センター建物賃貸借契約書」の更新に関する覚書案の合意について
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課
内 容	<p>平成18年4月に綜合商事㈱と取り交わした「東京芸術センターホール施設の利用に関する契約書」及び「東京芸術センター建物賃貸借契約書」（以下、これらの契約を総称して「本契約」という。）の令和8年度以降の契約について、双方協議の上、覚書案の内容で合意に達したので以下のとおり報告する。</p> <p>1 本契約の更新について 契約更新の内容は当面の間「現状維持」とする。 【現状維持とした理由】 綜合商事㈱は東京芸術センターを占有する㈱村井敬合同設計との間で建物明渡請求訴訟中で施設内に入れず、運営状況も含め施設の状況が把握できない状況であり、契約内容の変更等の検討ができないため。</p> <p>2 覚書案の合意について 令和6年11月11日、同年12月26日、令和7年2月7日、区及び綜合商事㈱双方の顧問弁護士の立会いのもと協議を重ね令和7年2月27日、別紙のとおり、本契約覚書案の内容で合意に達した。 (1) 覚書案の主な内容 ア 総合商事㈱が東京芸術センターを占有する㈱村井敬合同設計との間で明渡請求訴訟等が係属して紛争状態にあるため、区との具体的な契約内容を協議することが困難な状況であることの相互確認 イ 当面は平成18年4月1日付「本契約」と同様の条件で契約することの相互確認 ウ 区は総合商事㈱に対し、契約の内容の見直しを求め、総合商事㈱は、区とのパートナーシップの趣旨に基づき、誠実に協議に応じる。 エ 区と総合商事㈱は東京芸術センターの管理運営に関し必要な事項を協議するため、定例連絡会を行う。</p> <p>3 今後の方針等 (1) 覚書については、令和7年3月31日までに締結する予定である。 (2) 今後も総合商事㈱の積極的な協力を求め、パートナーシップ事業の目的である千住の賑わいの創出や区内産業振興及び経済活性化を図るため、定例連絡会等を通じて、協議、交渉を進めていく。</p>

覚書（案）

別紙

足立区（以下「甲」という。）及び綜合商事株式会社（以下「乙」という。）は、東京都足立区千住一丁目4番1号所在の乙が所有する建物である「東京芸術センター」に関する令和8年4月1日付「東京芸術センター建物賃貸借契約書」及び令和8年4月1日付「東京芸術センターホール施設の利用に関する契約書」（以下、これらの契約を総称して「本契約」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、平成15年4月30日付「（仮称）あだち新産業振興センターの建設及び運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づく甲乙のパートナーシップ（以下「本パートナーシップ」という。）の下に、千住地域の賑わいの創出や足立区の産業振興及び経済活性化を図ることを目的として、乙が旧足立区役所本庁舎跡地に整備し管理運営する東京芸術センターに関し、基本協定書第4条に基づくパートナーシップ事業の一環として本契約を締結するに当たり、本契約締結時点の乙による東京芸術センターの管理運営の実情に照らし必要な事項を定めることを目的とする。

（東京芸術センターの実情の確認）

第2条 甲及び乙は、乙と東京芸術センターを占有する第三者との間で東京芸術センターの明渡請求訴訟等が係属して紛争状態にある（以下「本件紛争」という。）ため、甲乙間で本契約の具体的な内容を協議することが困難な状況にあることを確認する。

（乙による本件紛争の早期解決）

第3条 乙は、本件紛争を早期かつ終局的に解決するよう最大限努めるとともに、本パートナーシップの下に甲と緊密に連携・協力して東京芸術センターの管理運営を行うことを確約する。

（本契約の内容）

第4条 甲及び乙は、第2条の状況により甲乙間で本契約の具体的な内容を協議することが困難な状況にあることを考慮し、当面は甲乙間の平成18年4月1日付「東京芸術センター建物賃貸借契約書」及び同日付「東京芸術センターホール施設の利用に関する契約書」と同様の条件で本契約を締結することを相互に確認する。

2 甲は、本件紛争の状況のほか、東京芸術センターの施設・設備の老朽化、近隣の同種施設の状況等の諸事情を踏まえ、乙に対し、本契約の内容の見直しを求めるものとし、乙は、本パートナーシップの趣旨に基づき、誠実に協議に応じなければならない。

(乙の甲に対する本件紛争の状況等の報告)

第5条 乙は、甲に対し、本件紛争の状況、乙による東京芸術センターの管理運営の回復の見通し、管理運営の具体的計画その他の本パートナーシップの実施に必要な事項について、甲乙間で別途定める方法により報告するものとする。

(定例連絡会の実施)

第6条 甲及び乙は、東京芸術センターの実情や課題等に関する情報共有、乙による東京芸術センターの管理運営に当たっての甲乙間の連携・協力その他の東京芸術センターの管理運営に関し必要な事項を協議するため、甲乙間で別途定める方法により、定例連絡会を行うものとする。

(協議)

第7条 本覚書の各条項の解釈に疑義を生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、本パートナーシップの趣旨に基づき甲乙間で誠実に協議のうえ決定するものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年●月●日

覚書締結日が入る予定です

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者区長 近藤弥生

乙 東京都新宿区山吹町130番地16号
綜合商事株式会社
代表取締役 村井温

参考 1

東京芸術センターホール施設の利用に関する契約書

平成 18 年 4 月 1 日

足立区

綜合商事株式会社

東京芸術センターホール施設の利用に関する契約書

足立区（以下、「甲」という。）と総合商事株式会社（以下、「乙」という。）は、公民のパートナーシップにより建設・運営される東京芸術センターのホール施設の利用について、本契約書の定めるところにより相互協力して事業の円滑な推進に努めることを確認し、つぎのとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、平成15年4月30日に締結した（仮称）あだち新産業振興センターの建設及び運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第4条に基づきパートナーシップ事業の対象施設のうち、「イベント・展示ホール」関連施設並びに「会議室」の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 本契約の対象施設は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| （1） 施設の位置 | 東京都足立区千住一丁目4番1号 |
| （2） 施設の名称 | 東京芸術センター |
| （3） 対象の施設 | ホール施設
ア、イベント・展示ホール関連施設（天空劇場）
イ、会議室 |
| （4） 施設の内容 | 別表1（面積、主要用途、設備・備品等） |

（利用権）

第3条 「イベント・展示ホール」関連施設の利用権の割合は、日数換算で年間営業日の6割を甲、4割を乙が利用できる権利をそれぞれ保有する。なお、甲および乙がこの割合を超えて利用する場合には、別表2に定める一般利用料金で清算する。

- 「会議室」については、前項の「イベント・展示ホール」関連施設の規定に準じて取り扱うものとする。
- 第1項及び第2項で定める甲及び乙の年間利用日数は、4月1日を始期とし翌年3月31日を終期とする間で算定する。
- 前項の甲及び乙の年間利用日数における利用区分及び利用時間の総数は別表3に定める数とする。

（利用の範囲）

第4条 甲及び乙の利用の範囲については、別表4の範囲とする。

（契約の期間）

第5条 本契約の期間は、平成18年（西暦2006年）4月1日から平成38年（西暦2026年）3月31日までとし、その後の契約については、契約期間終了の1年前までに甲乙協議のうえ決定する。

（契約の更新）

第6条 本契約を更新した場合の甲の利用負担額は、大規模修繕費および管理運営費等を総合的に勘案して甲乙協議のうえ決定する。

(甲の利用料負担額)

第7条 第3条に規定する利用権に基づく甲の年間利用料負担額は、次の算定式により求めた額とする。

(1) イベント・展示ホール関連施設

$$340,000 \text{ 円/日} \times 219 \text{ 日} \times 1.05 \text{ (消費税)} = 78,183,000 \text{ 円}$$

(2) 会議室

$$90,000 \text{ 円/日} \times 219 \text{ 日} \times 1.05 \text{ (消費税)} = 20,695,500 \text{ 円}$$

なお、消費税は改定がある都度、修正するものとする。

2 甲の利用料負担額の改定については、3年毎に以下の掲げる方式により改定する。

見直し年額=契約時の甲の利用料負担額×変動率

変動率は東京都が発表する「東京の物価」1月分に記載されている直近の年の東京都区部消費者物価指数（総合指数）に従い、次のように算出する。

（変動率=見直し時の物価指数÷平成18年1月の物価指数）

なお、変動率が5%未満のときは、改定を行わない。

3 第2項の規定にかかわらず、社会経済情勢の大幅な変動等があり改定後の利用負担額が明らかに不相応になった場合は、第2項に定めた改定時期の前であっても甲乙協議のうえ、利用負担額を改定することができる。

4 前項に規定する利用負担額見直しについて、甲と乙との間における協議が整わない場合は、甲及び乙は裁判所の調停手続きにより誠実に協議するものとする。

(超過利用料の清算)

第8条 甲又は乙が第3条第4項で定める利用区分及び利用時間数を超過した場合の清算は、年度末をもって金額の確定を行い、確定後すみやかに支払わなければならない。

(利用料負担額の支払い)

第9条 甲は、当該年度の年間利用料負担額を5月31日までに一括して乙に支払うものとする。

なお、平成18年度の支払期日については、別途覚書による。

2 前項に指定する納付期限が金融機関等の休業日にあたる場合には、その翌営業日を納付期限とする。

(延滞金)

第10条 甲は本契約に基づく乙に対する金銭債務の履行が遅延したときは、年利14.6%の割合で約定支払期日の翌日から当該債務が履行された日までの日数によって計算した額の延滞金を乙に支払うものとする。

(利用上の注意義務等)

第11条 甲および乙の利用権に基づき施設を利用する者は、善良な利用者としての義務を果たし、甲と乙が別途協議して作成した管理運営規約に従い利用しなければならない。なお、甲の利用権に基づく利用者が施設の使用に際し、施設及び付帯設備等に損害を与えた場合、利用者が損害を賠償することを原則とするが、特別な事情がある場合は、甲がその損害を賠償するものとする。

(利用の受付)

第12条 甲の利用権に基づく施設の利用に関わる受付事務は乙が行い、利用料の請求及び徴収は甲が行う。なお、受付事務において疑惑がある事例については、甲乙協議のうえ決定する。

2. 甲の利用権に基づく施設の利用料の減額および免除利用の承認については、甲が行う。
3. 乙が行った甲の利用権に基づく受付関係文書については、定期的に用に引き継がなければならぬ。

（特別設備・備品の使用）

- 第13条 乙は、別表1以外に利用者の利便性を図るため設備・備品等の整備に努めなければならぬ。ただし、乙が設置した設備・備品の利用料については、取扱價格、維持費用、償却期間を勘案して乙が定める。

（施設の管理運営）

- 第14条 乙は施設の管理運営を行い、常に施設の整備に努め、善良かつ良好な管理運営を行わなければならない。

（契約の途中解約）

- 第15条 天災地変その他石の實に帰さない事由により、本契約の対象施設を含む建物が滅失若しくは毀損し、建物がその効用を維持または回復するのに過分の費用を要するに至ったときは、乙の書面の申し出により本契約は終了する。

（契約の決定）

- 第16条 この契約の各項の解釈について疑義が生じたとき又はとの契約に定めのない事項については、互いに誠意をもって別途協議によりこれを決定するものとする。

（損害賠償）

- 第17条 本契約の締結後、甲又は乙のいずれかが、本契約の定めに反したことにより損害を被ったときは、相手方に對し損害の賠償を請求することができるものとする。

（管轄裁判所）

- 第18条 本契約から生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

- 本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年(西暦2006年)4月1日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区長 鈴木 一重

乙 東京都足立区玄坂一丁目21番14号
株式会社

村井

別表1 (第1条関係)

利用料に含まれる設備・備品

付属場所	項目	数量	備考
天空劇場 (1,537.74 m ²)	ロールバックチェア	1 式	
	スタッキングチェア	28 脚	
	プロセニアムスピーカー	3 台	2WAYスピーカー、サブウーハー1台
	天井スピーカー	15 台	
	サラウンドスピーカー	4 台	
	ヘッドフォン	4 合	
	ワイヤレスハンドマイク	2 本	
	マイクスタンド	6 本	卓上2本、床置2本、ブーム2本
	ベース照明	1 式	調光なし
会議室① (58.43 m ²)	長机	10 台	
	椅子	30 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
会議室② (64.51 m ²)	長机	10 台	
	椅子	30 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
会議室③ (68.21 m ²)	長机	10 台	
	椅子	30 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
会議室④ (45.47 m ²)	長机	6 台	
	椅子	18 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
会議室⑤ (45.47 m ²)	長机	6 台	
	椅子	18 脚	
	講義台	1 台	
	ホワイトボード	1 台	
和室 (58.43 m ²)	座卓	4 台	
	座布団	20 枚	

別表2 (第3条関係)

一般利用料金

施設名	単位	超過負担単価
イベント・展示ホール関連施設	1区分当たり	170,000円
会議室	1室1時間当たり	1,154円

※ 第7条に定める利用料負担額が改定された時は本表も連動して改正する。

※ 超過負担単価には、消費税は含んでいない。

別表3 (第3条関係)

利用権

区分	甲の利用権	乙の利用権
利用日数	219日	146日 (閏年は147日)
イベント・展示ホール 関連施設の利用区分数	438区分 (219日×2区分)	292区分 (146日×2区分)
会議室の利用時間数	17,082時間 (219日×13時間×6室)	11,388時間 (146日×13時間×6室)

* イベント・展示ホール関連施設については、全日利用及び5時間を超える利用は2区分とし、5時間以内利用は1区分として算定する。

* 年末年始休業や施設整備休業等の乙が定めた休館日は、乙の利用権に含める。

別表4 (第4条関係)

区と事業者の利用範囲区分

	区利用範囲	事業者利用範囲
1	区内在住、在勤、在学者の利用	事業者が認める利用
2	区内を活動の拠点とする団体、又は区内に事業所を有する企業等の利用	事業者が認める利用
3	区内の商工団体等が産業振興を目的として行う販売行為等の利用	事業者が認める利用
4	区内事業者が行う物品販売、入場料等の徴収など、営利を目的とした利用	事業者が認める利用
5	上記以外で区長が認める利用	事業者が認める利用

参考 2

東京芸術センター

建物賃貸借契約書

綜合商事株式会社

足立区

建物賃貸借契約書

賃貸人 総合商事株式会社（以下「甲」という。）と賃借人 足立区（以下「乙」という。）とは、甲が所有する東京都足立区千住一丁目4番1号所在の建物「東京芸術センター」の11階部分
255.01m²（77.14坪）を乙に賃貸することに關し、下記内容の契約を締結する。

第1条（賃貸借契約の目的物件）

甲は、東京都足立区千住一丁目4番1号所在の後記建物「東京芸術センター」の11階部分
255.01m²（77.14坪 別紙図面斜線部分）（以下「本物件」という。）を以下の条項にしたがって乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。（以下「本賃貸借契約」という。）

第2条（本賃貸借契約の使用用途）

乙は本物件を、「創業支援施設」関連施設として使用するものとする。尚、用途を変更する場合は甲の承諾を得るものとする。

第3条（賃貸借期間）

1. 本賃貸借契約の期間は、平成18年（2006年）4月1日から20年間とする。
2. 本賃貸借契約の期間満了の1年前までに、甲または乙が各相手方に対し文書によって契約更新の申出をしたときは、双方協議のうえ更新することができるものとする。
3. 甲及び乙は、本物件の建物の敷地権が西暦2054年3月28日までの定期借地権であることを確認するとともに、定期借地権が期間の満了により終了した場合には、賃貸借期間の定めにもかかわらず当然に賃貸借契約も終了するものとする。

第4条（本賃貸借契約の賃料及び共益費）

1. 乙は、本賃貸借契約の賃料として1ヶ月当たり金668,404円（消費税別）を甲に支払わなければならない。なお、賃料は甲の指定する銀行口座に振込むものとし、振込み手数料は乙の負担とする。
2. 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下この条において「維持管理費」という。）の共益費として1ヶ月あたり339,416円（消費税別）を甲に支払うものとする。
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料および維持管理費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
4. 本物件の賃料及び共益費は6ヶ月毎にまとめて支払うものとし、前期分として4月から9月分を4月末日までに、後期分として10月から翌年3月分を9月末日までに支払うものとする。

ただし、平成18年4月から9月分については、平成18年9月末日までに支払うものとする。

5. 前項に指定する納付期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納付期限とする。

第5条(延滞金)

乙は本契約に基づく甲に対する金銭債務の履行が遅延したときは、年利14.6パーセントの割合で、約定支払期日日の翌日から当該債務が履行された日までの日数によって計算した額の延滞金を甲に支払うものとする。

第6条(賃料等の改定)

1. 賃料は、3年毎に以下に掲げる方式により改定する。

見直し月額=従前の月額賃料×変動率

変動率は、東京都が発表する東京の物価1月分に記載されている、直近の年の東京都の消費者物価指数(民営家賃の項)に従い、次のように算出する。

(変動率=賃料見直し時の前年の平均指教÷従前賃料決定時の前年の平均指教)

2. 前項にも関わらず、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても甲乙協議の上、賃料及び共益費を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する税金その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の変動又はその他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 維持管理費の大幅な変動等があり、現在の共益費が不相当となった場合

第7条(本賃貸借契約の中途解約)

1. 賃貸借契約期間中といえども、乙から甲に対し、もしくは甲から乙に対し、1年前までに書面で通知した時は、双方協議の上、合意した場合は本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し1年分の賃料を支払って、直ちに契約を終了させることができる。
2. 乙が甲に対し前項の解約の申し入れをしないときは、たとえ賃貸借室を返去しても契約は終了せず、乙は賃料等を支払わなければならない。

第8条(公租公課)

本物件に対する公租公課は甲の負担とする。

第9条(修理・補修)

別紙「費用負担区分表」の負担者「貸主」に該当する項目については甲が、負担者「借主」に該当する項目については乙が、本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、

乙又は乙の利用者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、その費用負担区分にかかわらず、乙が負担しなければならない。

- 一 同条の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合においては、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 二 甲が行う建物の修繕等の工事により、本物件の一部もしくは全部の使用の停止または使用上の制約が生じたとしても、甲はその責めを負わない。
- 三 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙はその事実を知った時から3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償する。

第10条（本物件の引渡し）

1. 甲は乙に対し、本物件を乙の確認のもと引渡す。乙は、本物件について不具合がある場合、第3条による契約期間の開始日から30日以内に破損・故障等の申し立てをおこなうものとする。
2. 甲は前項の申し立てを受けた場合、該当する部分を自己の責任において速やかに修理等し、使用可能な状態にする。ただし、乙が故意・過失により破損・故障させた場合はこの限りではない。

第11条（禁止又は制限される行為）

1. 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、乙以外の名義を表示してはならない。ただし、創業支援施設として、第三者に一時使用許可することについてはこの限りではない。
2. 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
3. 乙は、本物件の使用にあたり、危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の平穏を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等を行ってはならない。
4. 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく次に例示するような行為を行ってはならない。
 - 一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 三 立入禁止区域内に立ち入ること
 - 四 本物件の鍵の追加設置・交換・複製すること

第12条（借主の管理義務）

1. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2. 乙は、本物件の火災発生防止に特に留意するものとする。
3. 乙は、別途定める「建築使用規定」を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
4. 甲は本賃貸借契約締結と同時に、乙宛入居に必要な鍵を貸与する。乙は、これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管且つ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用（共用部における関連する鍵の交換費用も含む）は乙の負担とする。乙は、本物件の明渡しの際、貸与を受けた鍵（前条により許可を受け複製した鍵を含む）を甲に返還しなければならない。

第13条（専用部費用負担）

電気・ガス・電話・上下水道、TV受信料その他専用設備に関する基本料及び使用料は、乙の負担とする。但し、個別メーターを設置しない場合には、甲の算出根拠を明示した請求に基づき支払うものとする。

第14条（通知義務）

- 乙は、次の各号の一つに該当する場合には、通常なく甲宛文書にてその該当する内容を通知しなければならない。
- 一 本物件に設置する電話番号が決定・変更したとき
 - 二 本物件が自然力その他の原因により異変を生じたとき及び修繕を要する箇所が生じたとき
 - 三 乙の名称・所在地・代表者に変更があったとき
 - 四 創業支援拠点として、第三者に一時使用許可するとき

第15条（貸主の火災保険の加入）

甲は、自己の負担において本物件の火災保険に加入することとする。

第16条（借主の火災保険の加入）

乙は、本物件の賃貸借期間中自己の負担において賠償責任担保特約、修理費用担保特約付火災保険契約に加入することができる。

第17条（本賃貸借契約の解除）

1. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは、乙に何らの通知を要することなく本賃貸借契約を解除することができる。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務
- 二 第4条の賃料支払義務
- 三 第9条に規定する修繕費用等、本契約に基づいて乙に課せられた費用負担義務
- 四 その他の本契約書に規定する乙の義務
- 五 乙または乙の利用者に本物件の秩序を著しく乱す恐れのある行為があった場合
- 2. 天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することが出来なくなった場合、又は、将来都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することが出来なくなった場合は、本賃貸借契約は当然消滅する。

第18条（明渡しと原状回復義務）

- 1. 乙は、本賃貸借契約が終了する日までに（第17条の規定に基づき本賃貸借契約が解除された場合にあっては直ちに）、本物件を明渡さなければならない。この場合において、乙は、自然損耗並びに年変化に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2. 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知し、立会日を協議しなければならない。
- 3. 第1項の明渡し後、本物件もしくは本物件敷地内に乙が残置したものがあるときは、乙がその所有権を放棄したものとみなし、甲はこれを随時、任意に処分撤去することができる。その処分費用は乙の負担とする。

第19条（立退料等の請求禁止）

本賃貸借契約が解除又は合意等によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・營業権・損害賠償その他何らの名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。又、乙は、自己の費用をもって本物件に施設した構造作・設備の販取を甲に請求することはできないものとする。

第20条（損害賠償等）

- 1. 乙の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他損害を生じさせたときは、乙は、遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
- 2. 乙が第18条に定める明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなくてはならない。
- 3. 乙と第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲は、これに関与しないものとする。
- 4. 甲は、その責めによらない火災、盗難等による乙の損害若しくは本物件の使用を不可能に

するような非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。

第21条（立入り）

1. 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
3. 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を遅滞なく乙に通知しなければならない。

第22条（契約費用の負担）

この契約書の作成、その他契約締結に要した費用は、甲乙それぞれで負担する。

第23条（協議）

甲及び乙は、本賃貸借契約に定めがない事項及び条項の解釈について異議が生じた場合は、民法その他法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第28条（管轄裁判所）

前条によるにもかかわらず甲乙の協議が整わず争議が生じたときは、甲の所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすることとし、甲乙共に合意した。

（建物の表示）

名称 東京藝術センター

所在地 東京都足立区千住一丁目4番1号

種別 混合施設

構造 鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート）

階数 地上22階、地下1階

延床面積 26,542.27 m²

工事完了 平成18年3月

（本物件の表示）

11階別紙図面斜線部分255.01 m² (77.14坪)

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について賃貸借契約を締結したことを証するため、本
賃貸借契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

東京都港区旗の台一丁目21番1-4号
甲 株式会社
代表者 松井

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
乙 足立区
代表者 足立区長 鈴木恒生

この写しは原本と相違ない
ことを証明します。
財産活用課管財係長 五木田

費用負担区分表

*修繕、原状回復負担区分は下表のとおりと致します。

項 目	内 容	負担者	
		貸主	借主
外 部	建物主要部分 窓、網戸、扉等	窓、戸棊、柱、基礎等の修理、取替 窓の建付け修理、窓枠の修理、木体の取替 窓ガラスの取替、窓の補修・取替、網戸の取付・補修、アームの張替	○ ○ ○
	壁・天井・床	自然的老朽及び下地・骨組に關わる補修 漆、汚れ、カビ等の表面的な清掃、塗装、張替	○ ○
	建具	木体の調査、取替、骨組の調整 塗装の調査、ノブの調査	○ ○
内 部	退去前室内清掃	退去前の東京会計センター指定業者による室内清掃	○
	喫煙による黄ばみ、汚れ	(火災予防条例により全館禁煙です。)再塗装、清掃、交換	○
	エアコン	老朽による修理、取替 付属部品の調整、修理、取替、清掃	○ ○
電気設備	基本配線の補修、漏電の補修、ブレーカー等の補修	○	
	電灯球、電球、コンセント、スイッチ、テレビ端子等の補修、取替	○	
	入居時・入居中に行ったEPS内工事箇所の補修	○	
設備・造作	インターホン・チャイム	老朽による修理、取替 調節・修理	○ ○
	ブラインド	老朽による修理、取替 修理、取替、固定	○ ○
	サイン	老朽による修理、取替 修理、取替、固定	○ ○
メールボックス(1階)	老朽による修理、取替	○	
	修理、取替、固定	○	

*尚、借主および入居者の故意または過失が原因で汚損・破損した場合は上記によらず借主の負担になります。
また、共用部分も同様と致します。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	事業承継促進支援助成金の実施（案）について（新規）															
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課															
	令和7年度から事業承継促進支援助成金を新設し、当初予算案が可決された際には、助成金の周知を契機に区内事業者の事業承継への意識を高め、早期の取組みを促進していく。															
	<p>1 事業承継支援の背景</p> <p>(1) 事業承継が必要な事業者は潜在しており、助成金の周知を掘り起こしの契機とするため。</p> <p>(2) 事業承継は後継者の選別や育成に時間がかかるが「まだ先のこと」と捉え着手しない事業者が多く、助成金の周知により早期着手のきっかけとするため。</p> <p>(3) 身近な公的機関である区が助成金を実施することで、秘匿性の高い事業承継に関する相談を早期に行いややすくするため。</p> <p>(4) 経営状態は良好であるが、後継者問題等によって廃業せざるを得ない企業が増加することは区内経済にとっても大きな損失であり、助成金の活用により抑止していくため。</p>															
内容	<p>2 概要（案）</p> <p>(1) 対象 親族間承継、社内承継 ※ M&A（企業合併・買収等の第三者承継）は対象外</p> <p>(2) 助成内容</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助名</th> <th rowspan="2">対象経費</th> <th colspan="2">補助率等</th> </tr> <tr> <th>限度額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事業承継促進支援助成金</td> <td>競争力強化等のための設備投資等経費</td> <td>製造業 200万円 その他業種 100万円</td> <td rowspan="2">1/2</td> </tr> <tr> <td>販路拡大のための広告経費</td> <td>製造業 50万円 その他業種</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 主な補助条件</p> <p>ア 区内に本社があり、5年以上区内で操業している中小企業者</p> <p>イ 3年以内に事業承継を予定している又は事業承継後3年を経過していないこと</p> <p>ウ 事業承継後も引き続き区内で事業を営む意向があり、あらかじめ事業承継計画書を作成し、足立区マッチングクリエイター等の審査を受け適当と認められていること</p> <p>エ 補助事業完了後3年間において、区の訪問相談を受け入れ、事業承継に係る進捗の確認及びフォローアップを受けること</p>				補助名	対象経費	補助率等		限度額	補助率	事業承継促進支援助成金	競争力強化等のための設備投資等経費	製造業 200万円 その他業種 100万円	1/2	販路拡大のための広告経費	製造業 50万円 その他業種
補助名	対象経費	補助率等														
		限度額	補助率													
事業承継促進支援助成金	競争力強化等のための設備投資等経費	製造業 200万円 その他業種 100万円	1/2													
	販路拡大のための広告経費	製造業 50万円 その他業種														

3 当初予算要求額

当初予算額 8, 000千円

(内訳) 設備投資等経費 製造業 2, 000千円×2件
その他の業種 1, 000千円×2件
販路拡大のための広告経費 500千円×4件

4 当初予算案が可決された場合の今後の方針等

- (1) 足立区ホームページやSNS、「公社ニュース トキメキ」で周知するとともに、産業経済部作成「補助金5選チラシ」にも掲載し、区内企業約7,000社へダイレクトメールを送付するほか、区内業界団体を通じて周知を行っていく。
- (2) 事業承継が必要な区内事業者をマッチングクリエイターが訪問し、助成金の活用を案内していく。併せて「事業承継支援に関する覚書」を締結している、足立成和信用金庫及び日本政策金融公庫千住支店からも事業承継が必要な事業者の情報提供を依頼し、対応していく。
- (3) 事業承継を希望する事業者に対しては、マッチングクリエイターの訪問相談などのフォローを行い、承継の形態や相談内容に応じた丁寧な支援を実施していく。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	足立区起業家支援塾委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課
内容	<p>足立区起業家支援塾プロポーザル選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 足立区起業家支援塾委託</p> <p>2 業務目的、内容</p> <p>(1) 業務目的 創業支援事業を通してロールモデルとなる企業の創出及びその発展により、区内産業の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 業務内容 ア 未創業～創業5年未満の方を対象とした講座実施 イ アに付随する企画・立案、運営等に係る業務 ウ SNS等の媒体を活用した講座受講者同士のネットワーク構築</p> <p>3 申込事業者数 3事業者</p> <p>4 特定した相手方</p> <p>(1) 事業者名 エキスパート・リンク株式会社（代表者 藤田 隆久）</p> <p>(2) 所在地 品川区東五反田五丁目25番16号MLJ五反田ビル8階</p> <p>5 現在の受託者 エキスパート・リンク株式会社</p> <p>6 提案価格 7,796,800円（税込）</p> <p>7 業務期間 契約締結日（令和7年4月下旬予定）から令和8年3月31日まで ※ 履行状況が良好な場合に限り、最長2回まで（令和10年3月31日まで）契約を更新することができる。</p> <p>8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント</p> <p>(1) 豊富な実績があり、その安定感と信頼性から、専門知識の提供にとどまらず、創業期の事業者が持つ不安や課題に対して適切なサポートができると判断した。</p>

(2) 講座受講者同士のネットワーク構築について、創業者のみならず、先輩起業家との縦の繋がりも構築されており、ビジネスチャンスに繋がっている点についても評価された。

9 特定までの経緯

(1) 公募期間

令和6年11月20日から令和6年12月4日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内 容	審査事業者数
第1回	令和6年 11月14日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回	令和7年 1月16日	第一次選考（提案書提出者の選定：書類審査）	3事業者
第3回	令和7年 2月13日	第二次選考（事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）	2事業者 (※)

※ 1事業者は提案書の提出を辞退した。

イ 委員構成（計5名）

種別	氏 名	役 職 等
学識経験者	鈴木 誠 【委員長】	文教大学経営学部経営学科 教授
区 民	山口 和男	足立成和信用金庫常勤理事
	藤井 秀世	PRIMEdot 株式会社 代表取締役
	渡邊 絵美	株式会社 ETOE 代表取締役
区職員	石鍋 敏夫	産業経済部長

ウ 審査項目及び審査結果

添付資料「足立区起業家支援塾委託提案書提出者選定結果（第一次）及び提案書特定結果（第二次）」のとおり。

10 その他

特定事業者との契約締結を令和7年4月上旬に行う予定である。

足立区起業家支援塾委託 提案書提出者選定結果（第一次）

	評価項目	評価の視点	評価指標	配点 (満点)	事業者名		
					A者	エキス パート・ リンク(株)	C者
1	経営状況	経営状況は安定しているか 経営状態は良好か	過去3年間の財務帳票類の分析（税理士による診断結果）	50	50	30	30
2	業務遂行力	業務執行体制	配置する講師、メンターの経験、講師歴、専任性等	100	84	80	84
3		事務局体制	事務局の体制が適切か	50	34	38	38
4		広報手段	広報手段が適切か、過去の作成したチラシの訴求力	50	26	40	42
5	業務遂行技術力	過去の業務経験	同種、類似業務の実績及びその成果等	200	144	176	144
6	情報セキュリティ	個人情報保護体制	個人情報保護体制は適切か	50	36	38	38
合 計				500	374	402	376
	区内業者	区内に本店のある業者に5%を加点する	－		0	0	0
総合計					374	402	376
選 定 結 果					選定	選定	選定

※ 評価点が60%以上の事業者を提案書提出者とする。

足立区起業家支援塾委託 提案書特定結果（第二次）

	評価項目	評価の視点	評価指標	配点 (満点)	事業者名						
					エキス パート・ リンク(株)	A者	C者				
1	提案内容	区内産業及び創業者・創業予定者の特性・特徴・課題等	区内産業及び創業者・創業予定者の特性・特徴・課題等を的確に認識できているか	100	76	72					
2		講座内容 1	特性・特徴・課題に合わせたセミナーが提案されているか	50	36	34					
3		講座内容 2	講座内容に期待が持てるか	125	90	80					
4		講座内容 3	講座内容と配置する講師・メンターが適切か	100	72	68					
5		講座内容 4	区の施策との関係性	25	20	19					
6		ネットワーク	ネットワーク構築後の活動内容に期待が持てるか	50	44	28	辞 退				
7	プレゼン力	説得力・資料調整力	プレゼンテーションにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	25	19	18					
8	コスト	コストは妥当か	提案見積価格（総額）	25	17	15					
合 計				500	374	334					
区内業者	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内 (+5%) 区内に本店があり、対象業務区域が区外 (+4%) 区内に支店があり、対象業務区域が区内 (+3%) 区内に支店があり、対象業務区域が区外 (+2%)				0	0				
総合計						374	334				
選 定 結 果						特定	非特定				

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	区内中小企業人材採用支援助成金の受付状況について																																																								
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課																																																								
	令和6年度から、区内中小企業等の人材不足解消を目的として開始した区内中小企業人材採用支援助成金の受付状況について、報告する。																																																								
1 助成内容																																																									
対象	区内中小企業及び個人事業主																																																								
対象経費	① 求人サイトや有料求人情報誌等への掲載費用 ② 人材紹介事業者を仲介し、雇用した際に発生する経費（成功報酬）																																																								
助成額上限	40万円																																																								
助成率	1/2																																																								
予算額	当初予算：40,000千円 6月補正後：121,600千円																																																								
申請期間	令和6年4月～令和7年1月末																																																								
申請条件	区作成の人材の定着や確保に関する動画セミナーを事前に受講（申請額10万円以上のみ）																																																								
備考	申請は年度内1回のみ																																																								
2 助成金受付状況（動画セミナー申込時及び助成金申請時）																																																									
(1) 受付状況																																																									
内 容	<table border="1"> <caption>受付状況（動画セミナー申込時及び助成金申請時）</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>申込件数（動画セミナー申込時）</th> <th>申請件数（助成金申請時）</th> <th>申請見込額（動画セミナー申込時）</th> <th>交付決定額（助成金申請時）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>103</td><td>33,206</td><td>13,460</td><td>13,460</td></tr> <tr><td>5月</td><td>151</td><td>48,634</td><td>22,919</td><td>22,919</td></tr> <tr><td>6月</td><td>200</td><td>63,099</td><td>34,989</td><td>34,989</td></tr> <tr><td>7月</td><td>230</td><td>72,926</td><td>44,459</td><td>44,459</td></tr> <tr><td>8月</td><td>250</td><td>79,195</td><td>50,463</td><td>50,463</td></tr> <tr><td>9月</td><td>272</td><td>86,814</td><td>58,161</td><td>58,161</td></tr> <tr><td>10月</td><td>282</td><td>90,369</td><td>62,625</td><td>62,625</td></tr> <tr><td>11月</td><td>302</td><td>96,664</td><td>69,238</td><td>69,238</td></tr> <tr><td>12月</td><td>317</td><td>100,709</td><td>73,878</td><td>73,878</td></tr> <tr><td>1月</td><td>328</td><td>104,474</td><td>75,470</td><td>75,470</td></tr> </tbody> </table>		月	申込件数（動画セミナー申込時）	申請件数（助成金申請時）	申請見込額（動画セミナー申込時）	交付決定額（助成金申請時）	4月	103	33,206	13,460	13,460	5月	151	48,634	22,919	22,919	6月	200	63,099	34,989	34,989	7月	230	72,926	44,459	44,459	8月	250	79,195	50,463	50,463	9月	272	86,814	58,161	58,161	10月	282	90,369	62,625	62,625	11月	302	96,664	69,238	69,238	12月	317	100,709	73,878	73,878	1月	328	104,474	75,470	75,470
月	申込件数（動画セミナー申込時）	申請件数（助成金申請時）	申請見込額（動画セミナー申込時）	交付決定額（助成金申請時）																																																					
4月	103	33,206	13,460	13,460																																																					
5月	151	48,634	22,919	22,919																																																					
6月	200	63,099	34,989	34,989																																																					
7月	230	72,926	44,459	44,459																																																					
8月	250	79,195	50,463	50,463																																																					
9月	272	86,814	58,161	58,161																																																					
10月	282	90,369	62,625	62,625																																																					
11月	302	96,664	69,238	69,238																																																					
12月	317	100,709	73,878	73,878																																																					
1月	328	104,474	75,470	75,470																																																					

※ 交付取下げ件数：10件（求人広告5件、人材紹介5件）、交付取下げ額：2,212千円も、上記のグラフに含まれている。
なお、交付取下げの主な理由は、交付決定後の内定辞退や、自己都合での早期退職（入社後1ヶ月以内）に伴う成功報酬の全額返金発生等である。

- （2）動画セミナーの申込件数と助成金申請件数の差の分析
助成金申請につながらなかつた理由として以下の点が考えられる。
- ア 求人広告
(ア) 助成金の申請前から掲載していた他の求人広告で、必要な人材を確保出来た。
(イ) 費用面も含め、契約条件の折り合いが付かなかつた。
- イ 人材紹介
(ア) 人材紹介会社に利用申込みしたものの人材が確保出来なかつた。
(イ) 費用面も含め、契約条件の折り合いが付かなかつた。

3 業種別申請及び実績件数（令和7年2月末現在）

（1）求人広告（採用率順）

業種	申請件数 (件)	実績報告 件数 ※ A (件)	採用 件数 B (件)	採用 人数 (人)	採用率 B/A (%)
介護（社会福祉法人等は除く）	3	1	1	1	100
飲食	19	13	10	88	77
製造	29	20	13	21	65
小売業	17	13	8	30	62
サービス業	49	25	14	30	56
医療（医療法人等は除く）	3	2	1	1	50
運輸・運送・物流	30	12	5	12	42
土木・建築・建設等	66	33	12	37	36
合計	216	119	64	220	54

※ 求人掲載終了後、実績報告書の提出があつた件数

(2) 人材紹介 (申請件数順)

業種	申請件数 (件)	実績報告件数 ※1 (件)	採用件数 ※2 (件)	採用人数 (人)
介護 (社会福祉法人等は除く)	19	15	15	15
サービス業	10	10	10	11
製造	6	5	5	5
医療 (医療法人等は除く)	5	2	2	3
土木・建築・建設等	4	4	4	5
小売業	2	1	1	1
飲食	1	1	1	1
運輸・運送・物流	1	1	1	1
合計	48	39	39	42

※1 人材紹介会社を利用して求職者が入社した後、実績報告書の提出があった件数

※2 人材紹介は、内定後の申請となるため採用率は100%となる。

4 人材採用・定着にかかるアンケート

実績報告書提出3ヶ月後に実施。

(1) 就労の継続状況

単位：件

アンケート 実施月	依頼 件数	回答 件数	採用実績あり			採用実績 なし	
			全員就労 継続	一部就労 継続中	全員 退職		
10月	18	13	9	1	※	1	2
11月	26	15	6	1		1	7
12月	20	14	4	1		0	9
1月	21	15	5	4		1	5
計	85	57	24	7		3	23

※ 短期雇用による採用で、就労期間が終了したもの

(2) 退職の主な理由

- ① 体調不良による早期退職。
- ② 就職したが、想像以上に大変な仕事だったため。
- ③ 家庭の事情により、不規則な時間帯の仕事の従事が困難になったため。
- ④ 就職したもの、思っていた仕事と違ったため。

5 今後の方針等

- (1) 申請受付は1月31日で終了しているため、申請済みの案件を遅滞なく助成金交付していく。
- (2) 令和7年度当初予算が可決された場合、平均で120万円程度の経費が必要となる人材紹介を利用する企業の負担軽減を図るため、人材紹介にかかる経費への助成上限額を40万円から60万円へ、全体の助成件数を100件から約550件へと拡充し、区内中小企業等の人材確保を後押ししていく。
- (3) 令和7年度以降は、より確実に定着状況を把握するため、交付要綱を改正して、助成金交付の6カ月後に必ず定着状況を報告してもらう形式に変更していく。
- (4) より多くの区内中小企業等に本助成金を活用してもらうため、「補助金5選チラシ」や「公社ニュース トキメキ」等により周知・広報を行っていく。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	令和7年度中小企業人材育成・資格取得研修費補助金の補助内容 (案)について		
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課		
	区内中小企業等の人材育成・定着支援の一環として実施している中小企業人材育成・資格取得研修費補助金について、令和7年度当初予算が可決された際には、以下のとおり補助内容を拡充する。		
1 拡充内容			
内 容	対象 経費	令和6年度 ① 職務に密接に関連する技術・技能・知識の習得、人材育成・資格取得につながる研修等への参加費 ② 自ら催す研修等に係る経費	令和7年度 左記①、②に <u>「新規事業」や「事業拡大」</u> に係るリスクリミング経費 を追加
	上限額	50千円 (一律) ※ 年度5回まで	上限額は 250千円、下記の ①～③の中から選択 ① <u>250千円 年度1回</u> ② <u>125千円 年度2回まで</u> ③ 50千円 年度5回まで
	補助率	1/2 (一律)	変更なし
	補助 件数	164件 (当初予算の件数)	約450件
	2 拡充理由 (1) 対象経費 新規事業や事業拡大に必要となる従業員のスキルアップや資格取得の費用に対する補助の要望があるため。 (2) 補助上限額 経営層の育成研修やドローン操作といった最新技術の習得にかかる高額な講習の費用に対する補助金申請が増加傾向にあるなかで、現在の補助上限額では企業の負担が大きいため。 (3) 申請回数 高額な研修だけでなく、これまでと同様に安価な研修を複数回受講させることを検討している企業にも対応するため。		
3 今後の方針等 令和7年度当初予算が可決された際には、「補助金5選チラシ」や「公社ニュース トキメキ」等により周知・広報を行っていく。			

産業環境委員会報告資料

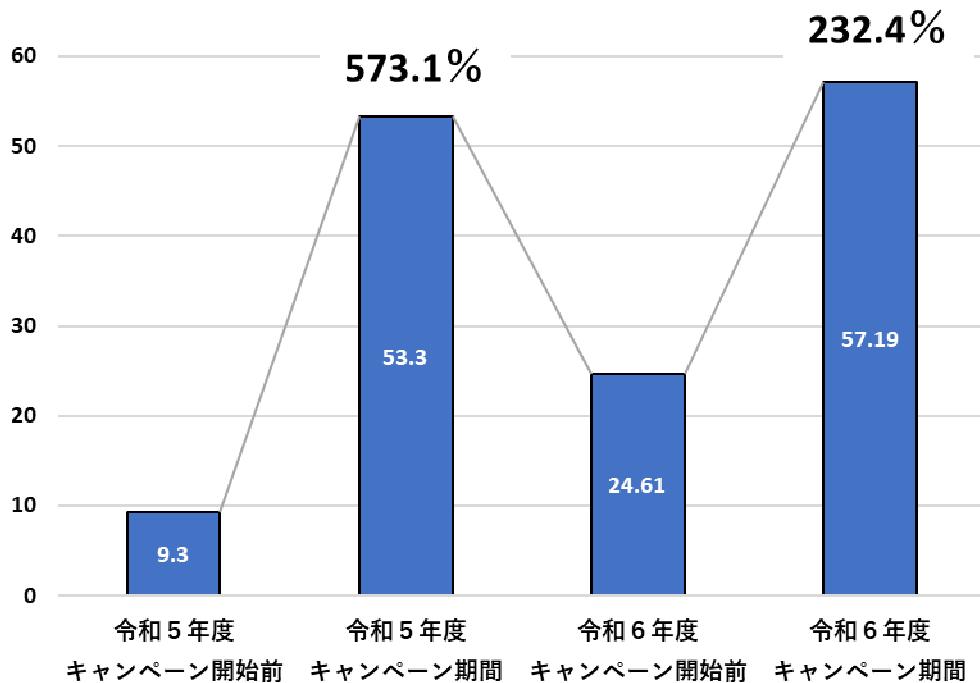
令和7年3月12日

件名	消費喚起策の進捗状況について									
所管部課名	産業経済部 産業振興課									
	消費喚起策について、その進捗状況を報告する。									
1 キャッシュレス決済還元事業										
(1) 事業概要・利用実績										
内 容		令和5年度 (参考) 【PayPay単独】		令和6年度 【4社ペイ】						
	対象店舗	資本金5,001万円以上の法人が 運営する店舗は除く (★)								
	(★) の中で 従業員数 1,000人以上の 事業者の全店	(★) の中で 従業員数 1,000人未満の 事業者の全店	(★) の中で 従業員数 1,000人以上の 事業者の全店	(★) の中で 従業員数 1,000人未満の 事業者の全店						
	還元率	20%	30%	10%	20%					
	対象コード数 (※)	82	約8,600	-	-					
	対象店舗数 (12/25時点)	-	-	73	7,323					
	還元上限/回	2,000円		アプリごとに2,000円						
	還元上限/期間	10,000円		アプリごとに5,000円						
	期間	12/1～12/25 (25日間)		11/15～12/25 (41日間)						
	還元額	12.39億円 (予算執行率:64.6%) 予算:19.17億円		約10.63億円 (予算執行率:81.77%) 予算:13.0億円						
	各アプリ還元額 (割合)	-		auPAY: 約0.471億円 (4.43%) d払い: 約0.769億円 (7.23%) PayPay: 約8.670億円 (81.56%) 楽天ペイ: 約0.716億円 (6.74%)						
	事務費	0.5億円 (予算執行率:64.1%) 予算:0.78億円		1億円 (予算執行率:68%) 予算:1.47億円						
	経済効果 (決済額)	53.3億円		71.2億円						
	経済波及効果	80.9億円		109.4億円						
	区民・区外の 割合	区民6:区外4		区民4:区外6						
※ 対象コード数 各店舗に設置されている二次元コード及びレジの数										
※ 総務省作成「産業連関表による経済波及効果 簡易計算ツール」を使用										

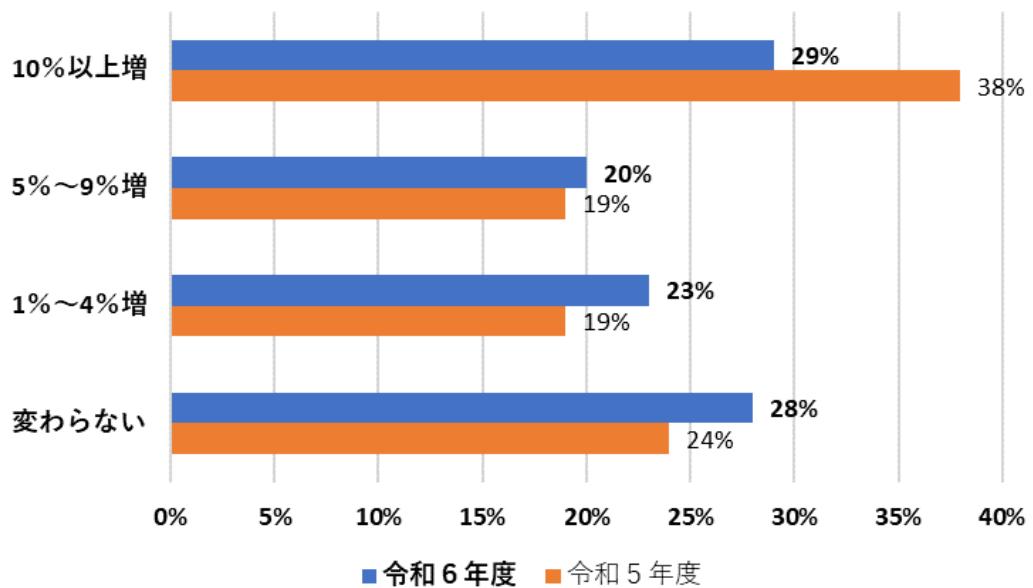
(2) 成果分析 (PayPayによる実績報告・店舗アンケート結果より)
アンケート回答率: 7.7% (230/2,975店舗※)
※ PayPay株式会社と直接契約の加盟店のみ、包括代理店を除く

ア 決済額 (キャンペーン前実績比)

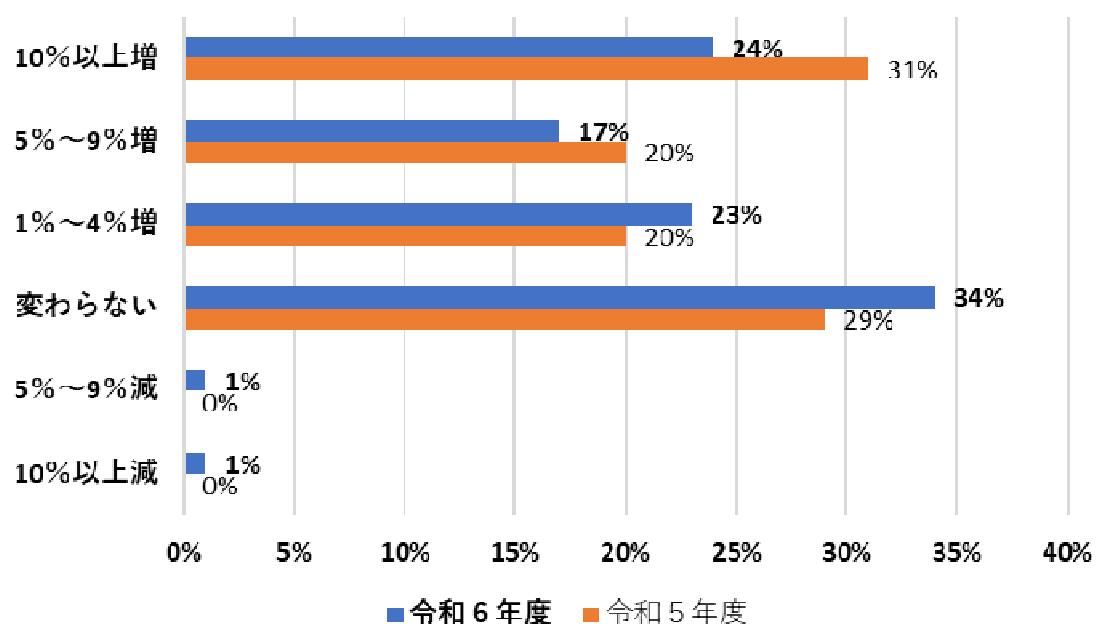
(単位: 億円)



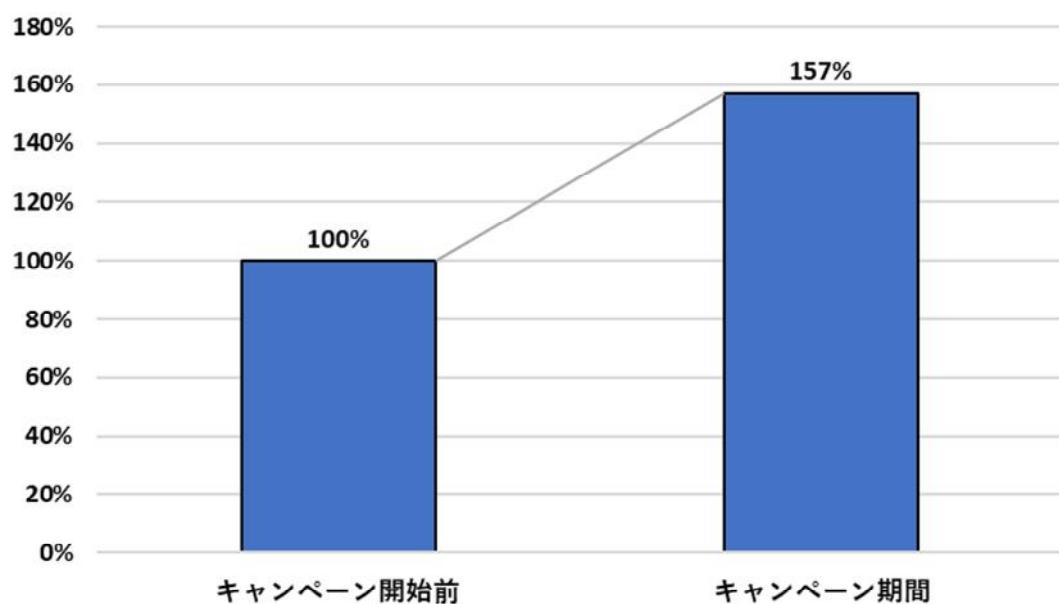
イ 売上増加率 (前月比) ※ 区内全対象店舗のうちアンケート回答店舗



ウ 来客数増加率（前月比） ※ 区内全対象店舗のうちアンケート回答店舗



エ 足立区民のPayPayユーザー数増加率（実数は非公開）

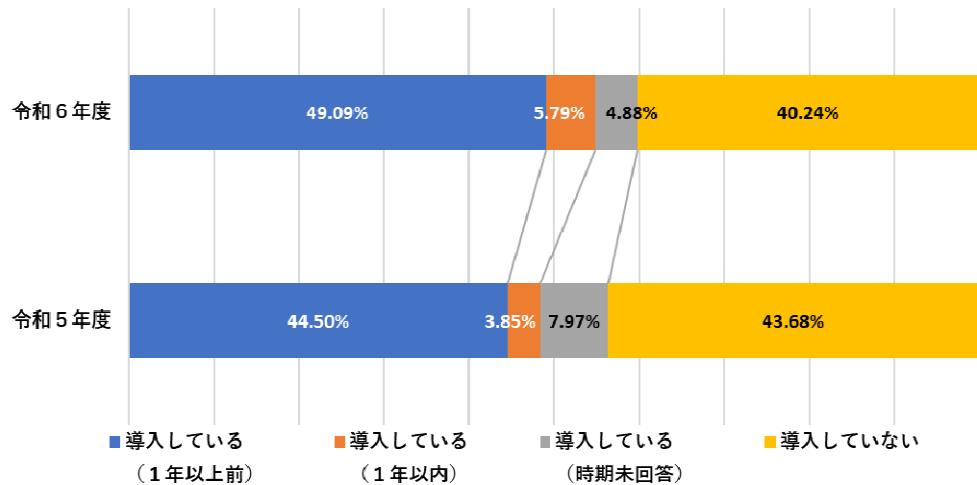


(3) 成果分析（区商店街振興組合連合会加盟店舗へのアンケート結果より）

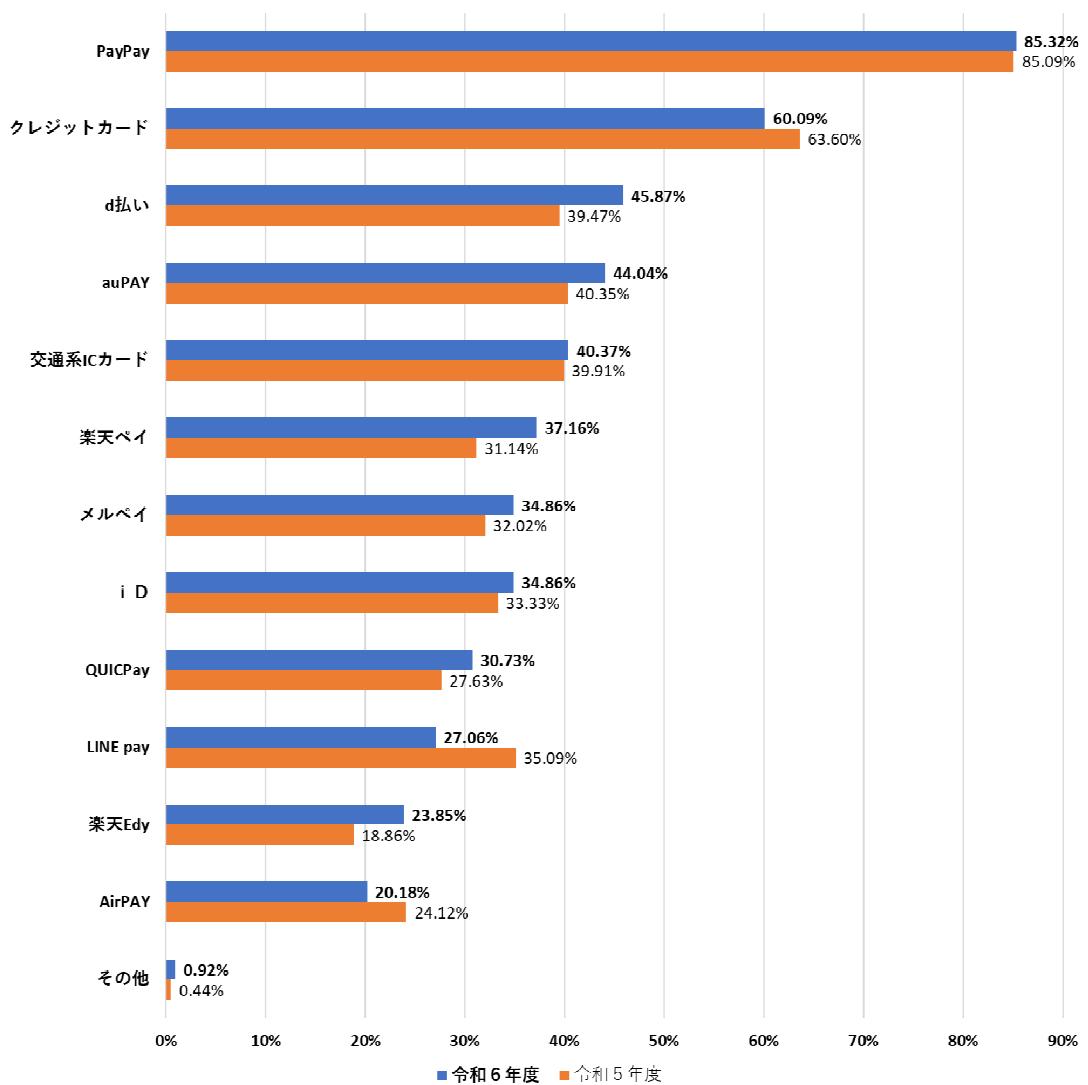
アンケート回答率：24.8% (328/1,324店舗)

ア スマートフォン決済導入率

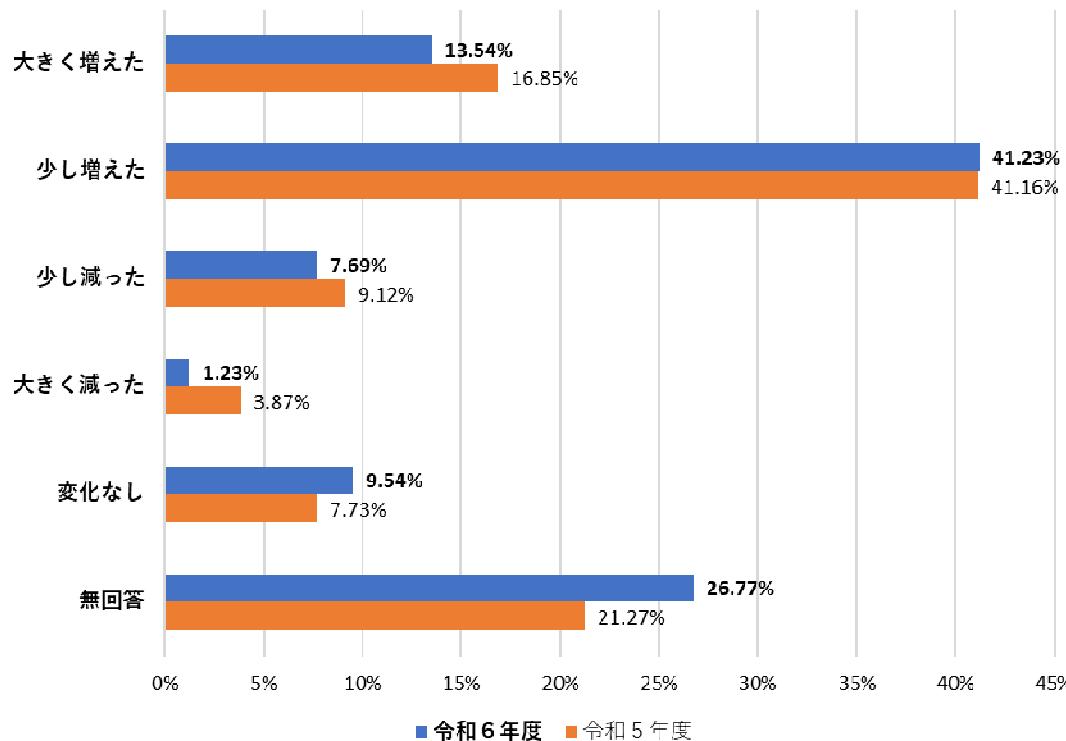
59.76% (令和6年2月から3.44ポイント上昇)



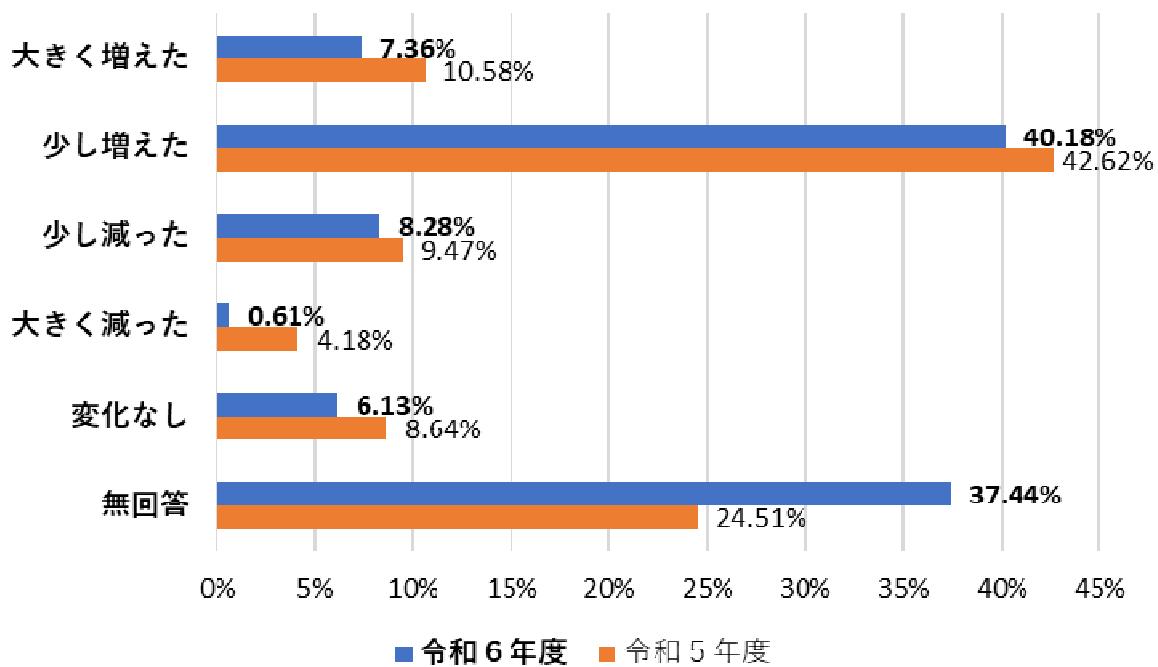
イ キャッシュレス決済を取扱っている店舗の割合（複数回答可）



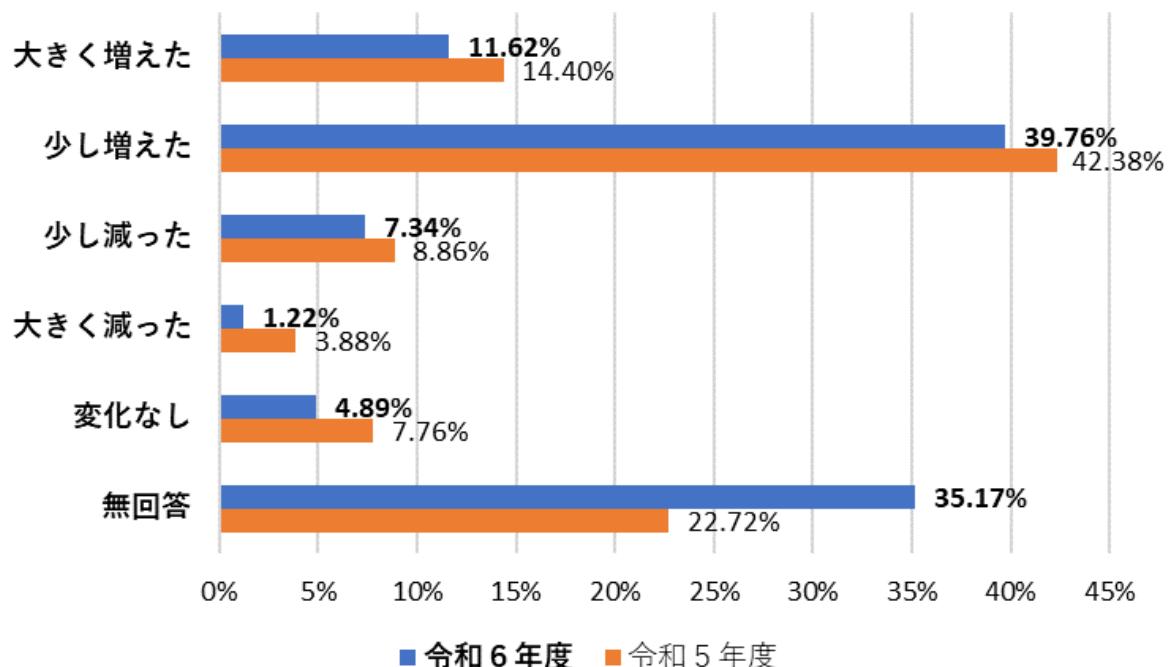
ウ キャンペーン期間中の売上変化（キャンペーン対象決済方法以外も含む）



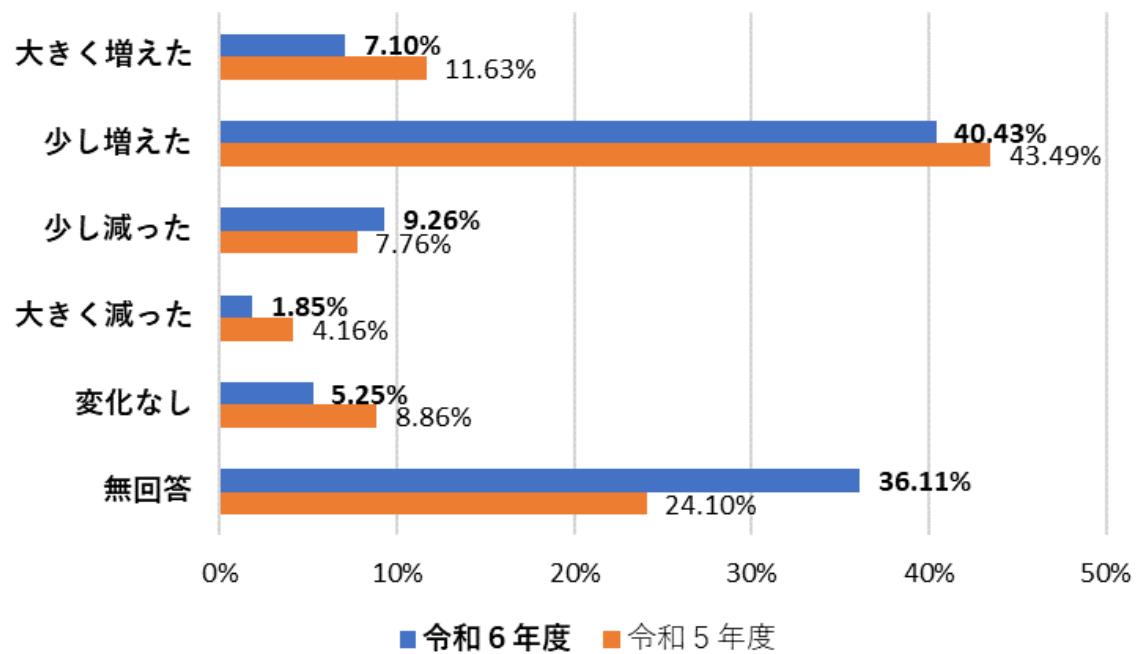
エ キャンペーン期間中の1回あたりの決済額



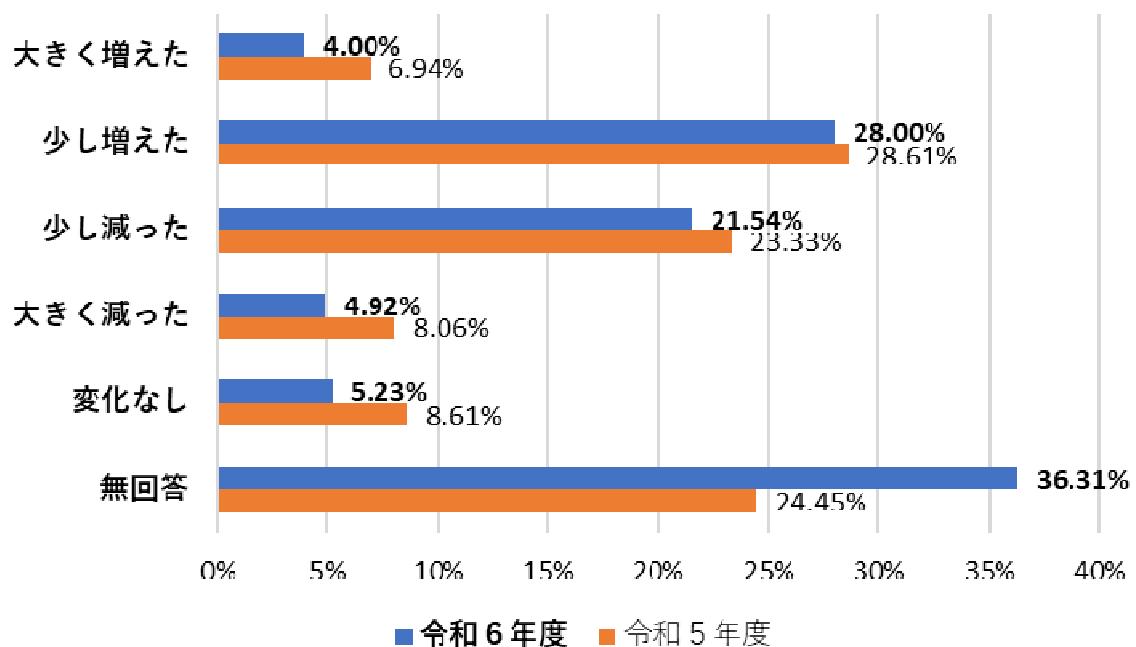
オ キャンペーン期間中の来店客数



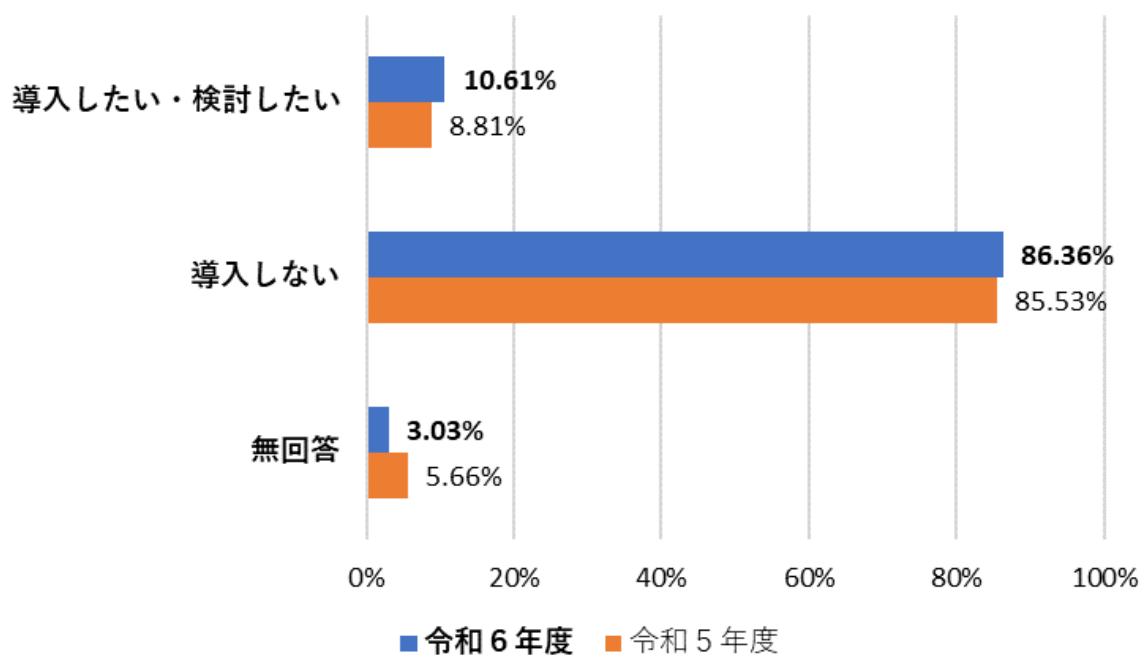
カ キャンペーン期間中の新規客数



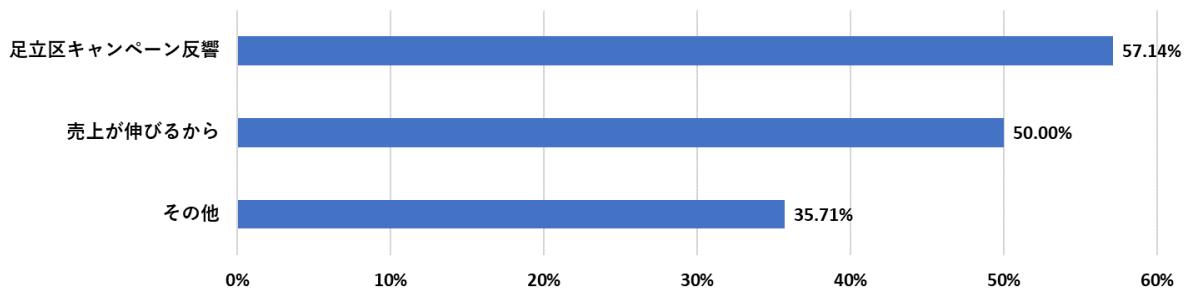
キ キャンペーン終了後の売上（キャンペーン以前の売上比較）



ク 今後、キャッシュレス決済を導入したいか（キャッシュレス未導入店舗）



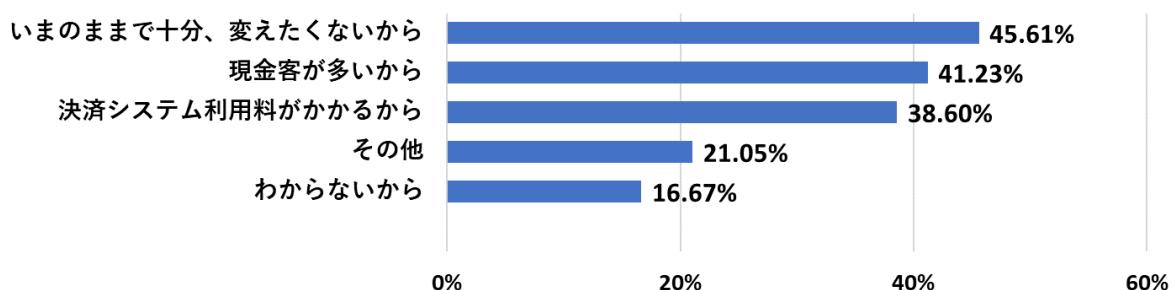
ケ 今後、キャッシュレス決済を導入したい・検討したい主な理由
(複数回答可)



(その他)

- ① 顧客のニーズに応えるため
- ② 時代の流れに対応するため (現金を持っていない客がいる)

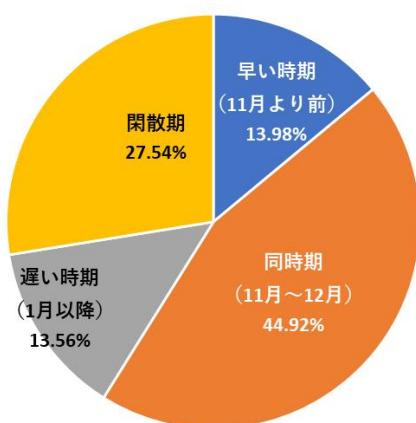
コ 今後、キャッシュレス決済を導入しない主な理由 (複数回答可)



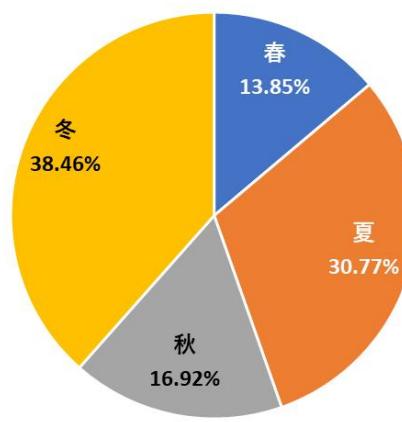
(その他)

店主が高齢でキャッシュレス決済の対応が難しいため

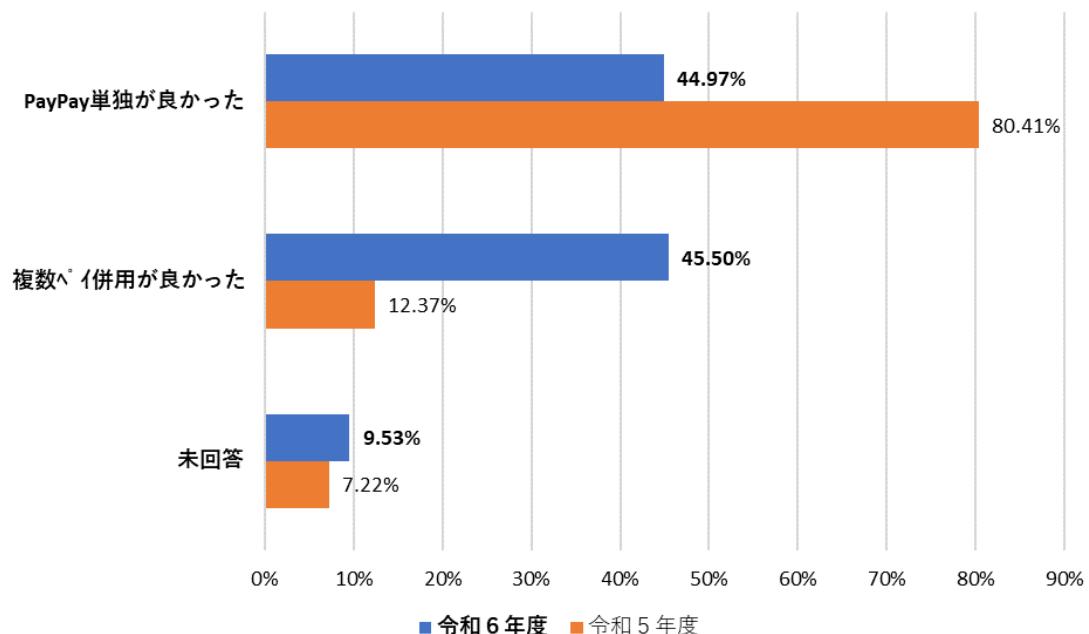
サ キャンペーン実施時期はいつ頃が良いか



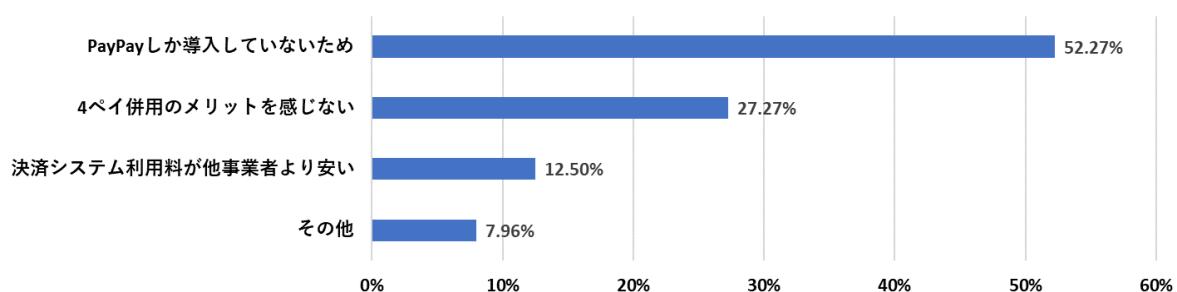
シ 閑散期の時期



ス PayPay単独と複数ペイ併用どちらが良いか



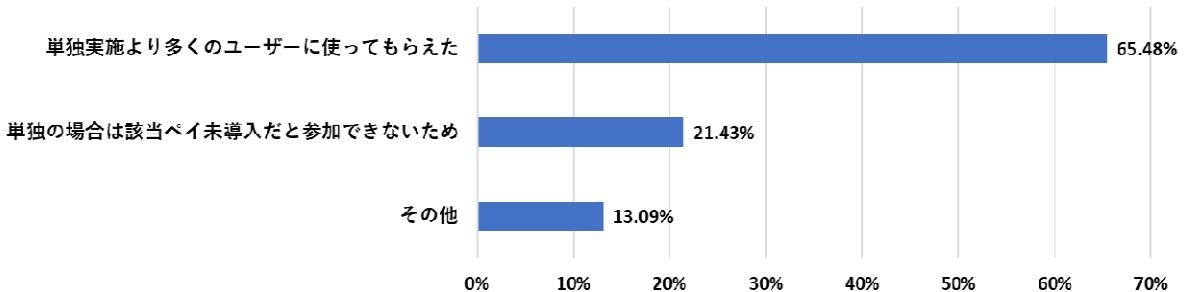
セ PayPay単独で良かった理由



(その他)

- ① 単独の方が分かりやすい、説明しやすい
- ② PayPay利用者ばかりだから

ゾ 複数ペイ併用が良かった理由



(その他)

- ① 買い物客の決済の選択肢が増えたことで売上向上につながった
- ② 公平感がある

タ キャッシュレス還元キャンペーンについての自由意見

- ① 昨年初めてキャッシュレス決済を導入した。客は高齢者が多いが、思いのほか利用者が多く驚いた。
- ② 東京都のキャンペーンと併用で最大30%還元はとても喜ばれた。キャンペーン中は来客が増えた。
- ③ 遠方からも買い物に来てくれた。新規顧客が来店する動機になった。
- ④ 現金の持ち合わせのない人もキャッシュレスがあることにより購入してもらえた。
- ⑤ 対象のキャッシュレスが4つに増えたのはよいが、それぞれ使い勝手が異なるので対応に苦労した。

(4) 総評

- ア 初めて4社アプリでのキャンペーンを実施したが、PayPayが全体の還元額の8割を占める結果となり、PayPay加盟店舗や活発なPayPayアプリユーザーが多いことが明らかとなった。
- イ キャンペーンに参加した区民ユーザーは約4割であり、約6割は区外ユーザーが参加している(※)。区外ユーザーに付与したポイントは区外で使用される可能性が高く、予算の区外流出が課題である。

(※) 東京都のキャッシュレスキャンペーンと時期が重なったことにより、メディアへの露出が増え、『越境Pay』として話題となったことで、区外へも強力に周知されたことが大きな要因として挙げられる。

- ウ 上記を踏まえ、当初予算案が可決された場合には、購入者を区民に限定、利用先を区内店舗に限定できる「PayPay商品券」という新たなキャンペーンを実施し、区民生活の下支え、区内事業者の支援及び区内のキャッシュレス化促進を図る。

2 第4回レシートde商品券事業

(1) 事業スケジュール

店舗募集期間	令和7年3月10日～6月13日 ※ 登録店一覧（紙）掲載は令和7年4月10日まで ※ 前回登録店へDM発送するほか、公社ニューストキメキ（3月号に掲載済み）やSNSにて募集する
区民への周知	① あだち広報5月25日号 ② 区民事務所、住区センター等へチラシ配布 ③ 町会・自治会掲示板へポスター掲出 ④ HP、SNS 等
申請セット配布 (申請書・封筒)	令和7年 3月上旬
キャンペーン期間	令和7年 5月27日～7月16日
申請受付	令和7年 5月27日～7月23日（消印有効）
商品券発送期間	令和7年 6月10日～9月30日（予定）
協力金振込期間	令和7年 8月（予定）

(2) 契約事業者

株式会社エイチ・アイ・エス

4 今後の方針等

当初予算案が可決された場合には、長引く物価高騰の影響を受けている区民生活の下支え、区内事業者支援を目的に、令和7年度も1年を通じて消費喚起策を実施予定。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	小規模事業者等経営改善補助金の申請状況について																															
所管部課名	産業経済部 産業振興課																															
内 容	<p>経営改善計画作成を通して、区内小規模事業者の資材・燃料高騰に対応する経営力を強化するため、令和6年6月1日から相談受付を開始した「小規模事業者等経営改善補助金」の申請等の状況について報告する。</p> <p>1 小規模事業者等経営改善補助金の概要（9月補正後）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助上限額 200万円 (2) 補助率 2/3 (3) 補助対象予定者数 676者（当初予算：200者） (4) 計画書作成相談 令和6年6月1日～11月29日 (5) 申請書提出 令和6年6月3日～令和7年2月14日 (6) 事業者規模（令和6年度拡充） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>令和5年度人数</th> <th>令和6年度人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業 運輸業、その他</td> <td>20名以下</td> <td>30名以下</td> </tr> <tr> <td>商業、サービス業</td> <td>5名以下</td> <td>10名以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 申請件数等（2月14日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和5年度（参考）</th> <th colspan="2">令和6年度</th> </tr> <tr> <th>総計</th> <th>内訳</th> <th>総計</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談 件数 ※11/29 で締切</td> <td>472件</td> <td>6月： 81件 7月： 43件 8月： 43件 9月： 69件 10月： 98件 11月： 138件</td> <td>483件</td> <td>6月： 130件 7月： 85件 8月： 38件 9月： 44件 10月： 51件 11月： 135件</td> </tr> <tr> <td>申請 件数</td> <td>397件</td> <td>6月： 16件 7月： 36件 8月： 36件 9月： 36件 10月： 50件 11月： 56件 12月： 80件 1月： 68件 2月： 19件</td> <td>418件</td> <td>6月： 42件 7月： 69件 8月： 50件 9月： 44件 10月： 50件 11月： 45件 12月： 74件 1月： 39件 2月： 5件</td> </tr> </tbody> </table>	業種	令和5年度人数	令和6年度人数	製造業、建設業 運輸業、その他	20名以下	30名以下	商業、サービス業	5名以下	10名以下		令和5年度（参考）		令和6年度		総計	内訳	総計	内訳	相談 件数 ※11/29 で締切	472件	6月： 81件 7月： 43件 8月： 43件 9月： 69件 10月： 98件 11月： 138件	483件	6月： 130件 7月： 85件 8月： 38件 9月： 44件 10月： 51件 11月： 135件	申請 件数	397件	6月： 16件 7月： 36件 8月： 36件 9月： 36件 10月： 50件 11月： 56件 12月： 80件 1月： 68件 2月： 19件	418件	6月： 42件 7月： 69件 8月： 50件 9月： 44件 10月： 50件 11月： 45件 12月： 74件 1月： 39件 2月： 5件			
業種	令和5年度人数	令和6年度人数																														
製造業、建設業 運輸業、その他	20名以下	30名以下																														
商業、サービス業	5名以下	10名以下																														
	令和5年度（参考）		令和6年度																													
	総計	内訳	総計	内訳																												
相談 件数 ※11/29 で締切	472件	6月： 81件 7月： 43件 8月： 43件 9月： 69件 10月： 98件 11月： 138件	483件	6月： 130件 7月： 85件 8月： 38件 9月： 44件 10月： 51件 11月： 135件																												
申請 件数	397件	6月： 16件 7月： 36件 8月： 36件 9月： 36件 10月： 50件 11月： 56件 12月： 80件 1月： 68件 2月： 19件	418件	6月： 42件 7月： 69件 8月： 50件 9月： 44件 10月： 50件 11月： 45件 12月： 74件 1月： 39件 2月： 5件																												

	令和5年度(参考)		令和6年度	
	総計	内訳	総計	内訳
交付 決定 金額	429,163 千円	6月: 0千円 7月: 3,099千円 8月: 8,402千円 9月: 14,676千円 10月: 19,555千円 11月: 39,025千円 12月: 41,932千円 1月: 97,951千円 2月: 204,523千円	332,373 千円	6月: 0千円 7月: 10,444千円 8月: 22,555千円 9月: 22,325千円 10月: 50,587千円 11月: 44,446千円 12月: 41,525千円 1月: 54,586千円 2月: 85,905千円

(2月14日現在)

3 主な相談・申請内容

(1) 製造業

- ア CAD・3Dプリンタ
- イ 溶接機、ボイラー、ドリル、電動工具

(2) 小売業

- ア 新型たばこ自動販売機、冷凍・冷蔵庫、食器洗浄機
- イ 店舗改修(壁・床・照明等)、看板改修

(3) サービス業

- ア 新紙幣対応券売機、冷蔵庫、冷凍庫、キッチンカー(飲食)
- イ 理容椅子、シャンプー台、美顔器ほか理美容機器
- ウ 滅菌機、超音波治療器、レーザー治療器(医療・歯科)

(4) その他

- 空調設備(全業種)

4 相談・申請の辞退(2月14日現在)

(1) 件数 51件

(2) 主な理由

- ア 対象経費の購入が期間外(前年度に購入、申請期間に間に合わない)
- イ 交付要件外(本店登記が区外、事業者規模が制限を超えていた)

5 相談時の希望補助額(2月14日現在)

平均約125万円(補助上限200万円)

6 今後の方針等

- (1) 申請書の提出期限は終了した。遅滞なく交付できるよう、事務処理を行う。
- (2) 当初予算が可決された場合、令和7年度は区内経済の活性化を図るため、補助対象設備の購入や工事の発注先に区内事業者を選択した割合に応じて、補助率と補助上限額での差別化を図っていく。
また、相談受付の開始を6月から4月に前倒しするなど、制度設計の見直しも進めていく。

年度	補助対象設備の購入、工事の発注先	補助率	補助上限額
R 7	区内事業者が 1/2 以上	2/3	2, 500 千円
	区内事業者が 1/2 未満	1/2	1, 500 千円
R 6	指定なし	2/3	2, 000 千円

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金の実施について																			
所管部課名	産業経済部 産業振興課																			
	<p>燃料価格高騰の影響を大きく受けている区内の中小貨物運送事業者、乗合バス事業者及び中小タクシー事業者に対し、経費負担軽減策として年間売上高に応じた支援金を交付する。</p> <p>1 前回（令和5年度）との変更ポイント</p> <p>(1) 東京都の令和7年度運輸事業者向け燃料費高騰対策事業と併給できるよう、年間売上高に応じた事業者単位での支援金を交付するものとした。</p> <p>(2) 特に足立区に多い個人事業主に配慮するため、支援金の単価を増額した。</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>前回（令和5年度第5号補正）</th> <th>今回（令和7年度第1号補正）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査対象</td> <td>1台あたり</td> <td>1事業所あたり</td> </tr> <tr> <td>支援単価</td> <td>車種（トラック/バス/タクシー）に応じて 8千円～35千円</td> <td>年間売上高に応じて 50千円～400千円</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>下半期分</td> <td>通年分 ※1</td> </tr> <tr> <td>予算総額</td> <td>232,281千円 ①支援金 189,791千円 ②業務委託 42,490千円</td> <td>243,557千円 (+11,276) ①支援金 209,000千円 (+19,209) ②業務委託 34,557千円 (△7,933)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 今回は年間売上高を交付要件とすることから、対象期間を通年分とした。</p>		項目	前回（令和5年度第5号補正）	今回（令和7年度第1号補正）	審査対象	1台あたり	1事業所あたり	支援単価	車種（トラック/バス/タクシー）に応じて 8千円～35千円	年間売上高に応じて 50千円～400千円	対象期間	下半期分	通年分 ※1	予算総額	232,281千円 ①支援金 189,791千円 ②業務委託 42,490千円	243,557千円 (+11,276) ①支援金 209,000千円 (+19,209) ②業務委託 34,557千円 (△7,933)			
項目	前回（令和5年度第5号補正）	今回（令和7年度第1号補正）																		
審査対象	1台あたり	1事業所あたり																		
支援単価	車種（トラック/バス/タクシー）に応じて 8千円～35千円	年間売上高に応じて 50千円～400千円																		
対象期間	下半期分	通年分 ※1																		
予算総額	232,281千円 ①支援金 189,791千円 ②業務委託 42,490千円	243,557千円 (+11,276) ①支援金 209,000千円 (+19,209) ②業務委託 34,557千円 (△7,933)																		
内容	<p>2 交付対象事業者</p> <p>主な対象事業者は、次のとおり。</p> <p>(1) 中小企業基本法上の中小企業であること（運輸業は資本金3億円以下又は従業者数300人以下）</p> <p>(2) 申請時から遡って1年以上継続して営む個人事業主又は法人（商業登記において、本店の住所を足立区内としている者に限る。）であること。</p> <p>(3) 運輸業を営むトラック運送事業者、軽貨物運送事業者、タクシー事業者、介護タクシー事業者、乗合・貸切バス事業者であって、それぞれ法令上の許認可等を得ていること。</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>対象事業所数</th> <th>交付想定件数 ※1・2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貨物（トラック）</td> <td>407 事業所</td> <td>250 件</td> </tr> <tr> <td>軽貨物（軽トラ）</td> <td>2,347 事業所</td> <td>700 件</td> </tr> <tr> <td>乗用（タクシー）</td> <td>1,697 事業所</td> <td>1,000 件</td> </tr> <tr> <td>乗合・貸切（バス）</td> <td>38 事業所</td> <td>30 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,489 事業所</td> <td>1,980 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 交付想定件数は、令和5年度交付件数から算出（軽トラを除く）。</p> <p>※2 軽トラは過去申請率が1割前後であったが、単価増（最低でも8千円⇒5万円）による申請増を見込み、関東運輸局の登録件数の3割程度の申請があると想定。</p>		対象	対象事業所数	交付想定件数 ※1・2	貨物（トラック）	407 事業所	250 件	軽貨物（軽トラ）	2,347 事業所	700 件	乗用（タクシー）	1,697 事業所	1,000 件	乗合・貸切（バス）	38 事業所	30 件	合計	4,489 事業所	1,980 件
対象	対象事業所数	交付想定件数 ※1・2																		
貨物（トラック）	407 事業所	250 件																		
軽貨物（軽トラ）	2,347 事業所	700 件																		
乗用（タクシー）	1,697 事業所	1,000 件																		
乗合・貸切（バス）	38 事業所	30 件																		
合計	4,489 事業所	1,980 件																		

3 支援金額 209,000千円

交付要件 (年間売上高)	支援金 (1事業所あたり)	交付想定件数 ※1				予算額 (千円)
		貨物 (トラック)	軽貨物 (軽トラ)	乗用 (タクシー)	乗合・貸切 (バス)	
~10,000 千円	50 千円	-	670 件	950 件	-	81,000
10,000 ~ 30,000 千円	100 千円	-	-	-	-	0
30,000 ~ 150,000 千円	200 千円	-	30 件	50 件	-	16,000
150,000 千円~	400 千円	250 件	-	-	30 件	112,000
合計		250 件	700 件	1,000 件	30 件	209,000

※1 売上高ごとの件数は、令和5年度交付事業者の売上高のサンプル調査による。
(軽トラ・タクシーの95%は個人事業主で売上5,000千円前後と想定)

4 支援金審査等業務委託 34,557千円

問い合わせ、申請受付、審査等を一括して委託する。

(1) 期間

令和7年5月～9月

(2) 内容

ア コールセンター

- ① 回線：常時2回線（繁忙期は回線増設可）
- ② 対応時間：9:00～17:00（土日祝を除く）

イ 申請書類受付・審査業務

- ① 申請書類受付、書類不備確認
- ② 申請内容データ及び口座振込データ作成業務
- ③ 交付・不交付通知書作成・送付
- ④ その他（個人情報管理など）

5 スケジュール

予算が可決された場合のスケジュールは、以下のとおり。

日程	内容
3月	同時補正議決
4月上旬	支援金審査等業務委託契約依頼（3週間程度） 同 業者受付準備（1か月程度）
5月	【各団体への支援金案内】 トラック協会、東京ハイヤー・タクシー協会、 個タク各支部、東京バス協会、関東軽自動車運送協同組合、 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 等
	公社ニュースときめき6月1日号、区HP・SNSで周知
5月上旬	コールセンター開設
6月1日	支援金申請受付開始
8月末	支援金申請受付締切
9月末	支援金交付終了、コールセンター閉設

6 今後の方針等

今回は、令和7年2月上旬時点でのレギュラーガソリン価格を踏まえての支援である。年度途中で状況が変化してさらなる急激な価格上昇が見られる場合は、追加の支援を検討する。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	ベルモント市への学生使節団の派遣に係る日程及び学生の募集について
所管部課名	一般財団法人足立区観光交流協会、産業経済部 産業振興課
	令和7年度のベルモント市への学生使節団派遣に係る日程及び学生の選考について、以下のとおり報告する。
内容	<p>1 概要</p> <p>(1) 派遣期間（予定） 令和7年7月30日（水）～8月6日（水） 7泊8日 ※ ホテル1泊、ホームステイ5泊、機中1泊</p> <p>(2) 学生の人数（予定） 16名（内、あだち未来応援枠は最大5名）</p> <p>2 学生の募集について</p> <p>(1) 対象者 区内在住の中学生、高校生</p> <p>(2) 募集期間 令和7年3月25日（火）～4月16日（水） ※ 提出は観光交流協会窓口に持参または郵送</p> <p>(3) 審査内容 ア 一次選考 2つの設問に対する作文審査（800字程度） イ 二次選考 一次選考通過者を対象とした面接審査 ※ 設問や面接日等は3月25日（火）から公表する募集要領に記載</p> <p>(4) 公表について ア あだち広報3月25日号にて募集記事を掲載 イ 観光交流協会ホームページに募集要領（一次選考の設問や面接等のスケジュール）、様式等を掲載 ウ 観光交流協会窓口や区民事務所等で募集要領を配布 エ C4th Home & School や豆の木メールで配信予定</p> <p>3 あだち未来応援枠について</p> <p>(1) 概要 次代の担い手である子どもの経験や体験の機会拡充のため、学生16名の内、最大5名は「あだち未来応援枠」制度を活用し、派遣に要する費用の一部（渡航費等）を公費で負担する。</p>

(2) 対象者

- ア 居場所を兼ねた学習支援を利用している学生
- イ 児童扶養手当や児童育成手当を受給している世帯の学生

4 今後の方針等

- (1) 令和7年度のベルモント市への学生使節団派遣に係る学生の募集について、区広報や学校内でのポスター掲示等を通じて周知していく。
- (2) 昨年に比べ2週間前倒しの3月25日号の広報で周知するため、新中学1年生への周知を手厚くしていく。
- (3) 選考にあたっては、教育委員会と連携し作文審査の設問、面接内容等を協議していく。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	「第47回足立の花火」の開催について																														
所管部課名	<u>一般財団法人足立区観光交流協会、産業経済部 産業振興課</u>																														
	「第47回足立の花火」を、以下のとおり開催するので報告する。																														
	1 実施概要																														
内 容	(1) 日時	令和7年5月31日（土）午後7時20分～午後8時20分 荒天中止（順延なし）																													
	(2) 会場	荒川河川敷（東京メトロ千代田線鉄橋～西新井橋間） 打上場所は千住側（堤南）																													
	(3) 打上発数（予定）	13,000発																													
	2 これまでの経過と今後のスケジュール（予定）																														
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>日程</th><th>項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>1月下旬</td><td>広告協賛、屋形船観覧の募集開始</td></tr><tr><td>2</td><td>2月下旬</td><td>北千住駅関係者による導線等打合せ会（第1回）</td></tr><tr><td>3</td><td>3月下旬</td><td>ポスターでのPR開始</td></tr><tr><td>4</td><td>3月下旬</td><td>交通規制計画の完成</td></tr><tr><td>5</td><td>4月下旬</td><td>警備・交通打ち合わせ会</td></tr><tr><td>6</td><td>4月下旬</td><td>北千住駅関係者による導線等打合せ会（第2回）</td></tr><tr><td>7</td><td>4月下旬</td><td>有料席販売開始</td></tr><tr><td>8</td><td>5月上旬</td><td>パンフレットの配付開始</td></tr><tr><td>9</td><td>5月中旬</td><td>河川敷等警備実査、河川敷設営開始</td></tr></tbody></table>			日程	項目	1	1月下旬	広告協賛、屋形船観覧の募集開始	2	2月下旬	北千住駅関係者による導線等打合せ会（第1回）	3	3月下旬	ポスターでのPR開始	4	3月下旬	交通規制計画の完成	5	4月下旬	警備・交通打ち合わせ会	6	4月下旬	北千住駅関係者による導線等打合せ会（第2回）	7	4月下旬	有料席販売開始	8	5月上旬	パンフレットの配付開始	9	5月中旬
	日程	項目																													
1	1月下旬	広告協賛、屋形船観覧の募集開始																													
2	2月下旬	北千住駅関係者による導線等打合せ会（第1回）																													
3	3月下旬	ポスターでのPR開始																													
4	3月下旬	交通規制計画の完成																													
5	4月下旬	警備・交通打ち合わせ会																													
6	4月下旬	北千住駅関係者による導線等打合せ会（第2回）																													
7	4月下旬	有料席販売開始																													
8	5月上旬	パンフレットの配付開始																													
9	5月中旬	河川敷等警備実査、河川敷設営開始																													
3 今後の方針等																															
(1) 日程変更に伴い、年間の計画を見直し、申請事務等の抜け漏れや遅れのないよう準備を進めていく。また、警察、消防及び交通機関等関係団体と、日程変更の影響を考慮した綿密な協議を行い、安全な事業実施体制を構築していく。																															